

この資料は、営業担当者とマンツーマンで取引されるお客様向けのものです。

取引方法を選んで、自分に合った商品先物取引を

平成23年1月1日より「商品先物取引法」が施行され、商品先物取引のルールが大きく変わり、新たな仕組みも加わりました。そのひとつが、「損失限定取引」。売買における損失の額が証拠金の額を上回ることはないよう設定された取引方法です。当社の対面営業では、この損失限定取引と従来の先物取引との両方を取り扱いますが、売買できる商品や証拠金、手数料の額等が異なります。損失限定取引と通常先物取引の概略比較をご覧ください、どちらの取引がお客様の投資スタイルに合っているかご検討ください。

お客様への勧誘について

商品先物取引法の施行により、商品先物取引業者（当社）がお客様に商品先物取引をお勧めする際のルールが厳格化されました。商品先物取引は原則、お客様への勧誘ができない取引となったため、お客様から「商品先物取引について説明してほしい」という書面でのご要望・ご依頼がない限り、当社社員が取引をお勧めすることはありません。一方で、唯一、損失限定取引だけは、当社社員からお客様へ取引をお勧めすることができます。お客様におかれましては、損失限定取引と通常先物取引の概略比較をご覧ください、どちらの取引がいいかご検討いただいたうえで、ご不明な点がございましたら営業担当者までお問い合わせください。

お問い合わせ・資料のご請求はこちらまで

フリーダイヤル **0120-13-8686**

カネツ商事株式会社

対面営業における損失限定取引と通常の手物取引の概略比較

2012年5月1日現在

		損失限定取引	通常の手物取引
特徴		文字通り損失を限定した取引です。 あらかじめ設定した損失限度（ロスカット水準値段）に達したとき、自動的に決済注文（ロスカット注文）が発注されることで、初期投資金額を上回る損失が出ないようにする仕組みとなっています。	当初預託した証拠金以上に損失を被る可能性のある取引です。
取扱商品		東京金（標準取引／ミニ取引）、東京コメ	東京工業品取引所、東京穀物商品取引所の全商品（オプションを除く）
【例】 東京金 （標準取引） 1枚(1,000g) あたり	証拠金	<input type="checkbox"/> 委託者当初証拠金（建玉時に必要な証拠金）：480,000円／1枚 <input type="checkbox"/> 預け入れた初期投資金額（証拠金）内での決済となるため、新たに不足金を請求されることはありませんが、この取引はロスカット制度が採用されているため、ロスカット水準に達したときは取引を継続することはできません。 <input type="checkbox"/> 証拠金の預託は現金のみです。	<input type="checkbox"/> 委託者当初証拠金（建玉時に必要な証拠金）：141,000円／1枚 うち委託者維持証拠金（建玉を保持するために常に維持しておく証拠金）：108,000円 <input type="checkbox"/> 維持証拠金を割り込む損勘定となったときに、取引を継続しようとする場合は、維持証拠金を割り込んだ分の資金（不足金）が必要になります。 <input type="checkbox"/> 商品によっては、当限建玉に納会月割増額が適用されることがあります。また、相場急変時等における臨機対応として証拠金額を見直すことがあります。 <input type="checkbox"/> 証拠金の預託は現金のほか有価証券の充当が可能です。
	手数料	1枚あたり片道 10,000円（消費税込み）	1枚あたり片道 7,500円（消費税込み）
利益		無限です。	無限です。
損失の限度		通常、ロスカット水準の前後で決済されますが、相場の動きによっては決済できない場合があります。その場合でも、損失が証拠金の額を超えることはありません（ただし手数料は別途発生します）。	損失は、当初預託した証拠金ばかりでなく、取引を継続するために預託した追加の証拠金額をも超える場合があります。
ロスカットルール		全ての取引がロスカットの対象となり、思惑に反し、取引を開始した値段から、金はロスカット水準の100円逆に動いた場合、コメはロスカット水準の500円逆に動いた場合に自動的に決済されます。	
取引限月と決済期限		取引できる限月は期先2限月のみです。取引した限月が当限を含む期近4本目に移行した月の翌月5営業日までに決済しなければなりません。	全限月の取引が可能です。 取引した限月の納会月の当社が定める日までに決済します。
現受渡し		現物を受けることも渡すこともできません。	現物を受けることも渡すことも可能です。

※インターネット取引で損失限定取引はできません。

商品先物取引を行うに際して

- 商品先物取引は、商品市場の相場変動や、その他の商品の価格または商品指数の変動によって、利益だけでなく損失も生ずるおそれがあります。
- 実際の取引金額は取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約 10～40 倍もの金額であるため、取引の額が取引に必要な証拠金の額を上回る可能性があります。この特性から、大きな利益が生じる可能性がある一方で、損失が取引に必要な証拠金の額を上回るおそれもあります。
- 取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額は 14,100 円～141,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。取引に必要な証拠金はその後の相場変動によって追加の預託が必要になることがありますので十分ご注意ください。なお、その額は商品や相場の変動によって異なります。
- 取引に際しては手数料の支払いが必要で、その金額は 315 円～15,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。

<損失限定取引における重要事項>

- 商品先物取引は、商品市場の相場変動や、その他の商品の価格または商品指数の変動によって、利益だけでなく損失も生ずるおそれがあります。
- 損失限定取引における実際の取引金額は、取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額の約 10 倍もの金額となりますが、損失限定取引における損失は、原則、委託者当初証拠金額を超えることはありません。ただし、損金とは別に手数料は発生します。
- 損失限定取引の取引開始当初に預託する委託者当初証拠金額は 1 枚あたり 48,000～480,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。
- 取引に際しては手数料の支払いが必要で、損失限定取引における手数料は 1 枚あたり 1,500～20,000 円です（1 枚あたり、いずれも商品により異なります）。

（平成 24 年 5 月 1 日現在）

【取引に関するご相談】

◇当社お客様相談窓口

03-3669-6668

◇日本商品先物取引協会相談センター

03-3664-6243 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-4 日商協ビル

【当社企業情報の閲覧に関して】

◇当社広報

03-3662-0111（大代表）

◇日本商品先物取引協会ホームページでも閲覧できます。